事業群評価調書（令和８年度実施）

基本戦略名	2-3 安心して生活できる環境づくりを推進する	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　資源循環推進課	山内　康生	
施策名	4　環境への負荷が少ない循環型社会づくり	事業群関係課（室）			
事業群名	③　廃棄物の適正処理の推進	令和７年度事業費（千円）	※下記「２．令和７年度取組実績」の事業費（R7実績）の合計額		104,111

１．計画等概要

（長崎県総合計画みんなの未来図2030　本文）

監視パトロールによる不法投棄・違法焼却の未然防止や産業廃棄物処理業者等への立入検査による不適正処理防止などの対策を推進します。

（取組項目）

ⅰ）　監視パトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導
ⅱ）　産業廃棄物処理業者に対する定期的な立入及び適正処理指導
ⅲ）　処理業者及び排出事業者等に対する研修会の開催

事業群	指標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標（年度）
	産業廃棄物処理業者の基準適合率	目標値①		97%以上	97%以上	97%以上	97%以上	97%以上	97%以上（R12）
		実績値②	97%（R6）						進捗状況
		達成率②／①							—

（進捗状況の分析）

「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」に基づき、産業廃棄物処理業者等に対する計画的かつ実効性のある立入検査を実施した。また、関係機関と連携した不法投棄等監視合同パトロールを実施し、廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見及び早期是正に取り組んだ。

さらに、廃棄物の適正処理の推進及び法令遵守の徹底を図るため、産業廃棄物処理業者や排出業者（医療機関、建設業・製造業等）を対象とした研修会を実施するとともに、優良産廃処理業者の育成に向けた研修会を開催した。

これらの取組により、令和７年度の産業廃棄物処理業者の基準適合率は98%と目標値を上回った。

２．令和７年度取組実績（令和８年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R6実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要：令和７年度事業内容及び実施状況（令和８年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R6目標	R6実績	達成率	令和７年度事業の成果等
				R7実績					R7目標	R7実績		
				R8計画					R8目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ	○	1	産業廃棄物対策事業	88,239	47,744	56,765	●事業内容 廃棄物処理法許可等に係る審査、処理業者及び不法投棄に対する立入検査・監視・指導、研修会の開催、排出事業者に対する立入検査・監視・指導並びに研修会の開催、過去に不適正処理等が生じた事案に係る対応を行う。 ●実施状況 職員及び廃棄物適正処理推進指導員による産業廃棄物処理業者等への立入検査を行った。処理業者及び排出事業者による処理基準の遵守等、優良産廃処理業者育成を目的とした研修会を開催した。県警、市町等関係機関・団体と協力し、不法投棄等監視合同パトロールを実施した。	【活動指標】 産業廃棄物処理業者への立入件数（回）	4,300	5,678	132%	●事業の成果 「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」に基づいた計画的で実効性のある立入検査や不法投棄等監視合同パトロールを通じて、迅速かつ適切な指導を行った結果、不適正処理による環境保全上の支障となる事案は発生しなかった。
				102,804	54,353	58,010			4,300	5,619	130%	
				100,791	46,561	58,788			4,700			
			S46-(統合R元-)	廃棄物処理法第4条第2項				【成果指標】 産業廃棄物処理業者の基準適合率（%）	97%	97	100%	
									97%	98	101%	
			資源循環推進課	○	—	—	産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出事業者・排出者等		97%以上			

取組項目ii		2	一般廃棄物処理施設監視指導費	494	494	7,884	●事業内容 一般廃棄物の適切かつ円滑な処理のため、市町等の一般廃棄物処理施設の維持管理状況の監視指導等を行う。 ●実施状況 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の監視指導、市町等へのヒアリング、処理計画の見直し指導等を行った。	【活動指標】 市町等の一般廃棄物処理施設への立入件数（回）	500	571	114%	●事業の成果 一般廃棄物処理施設への立入検査及び監視指導等により、施設の適正な維持管理に貢献した。
				635	635	8,057			500	564	112%		
				18,594	9,813	8,165			500				
			S46-	廃棄物処理法第4条第2項				【成果指標】 維持管理基準遵守率（%）	100	99	99%		
									100	100	100%		
			資源循環推進課	○	—	—	市町、一部事務組合等		100				
		3	循環交付金指導監督費 旧:清掃施設指導監督費	642	321	6,307	●事業内容 市町（一部事務組合を含む）が整備する廃棄物処理施設の指導監督を行う。 ●実施状況 循環型社会形成推進交付金を活用して、老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新等を支援した。	【活動指標】 循環型社会形成推進交付金交付申請件数（件）	数値目標なし	8	—	●事業の成果 循環型社会形成推進交付金の活用を通じて、一般廃棄物処理施設の円滑な施設整備に貢献した。
				672	336	6,446			数値目標なし	6	—		
				976	488	6,532			数値目標なし				
			S48-	循環型社会形成推進基本法第10条				【成果指標】 循環型社会形成推進交付金の交付申請のうち交付決定件数率（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			資源循環推進課	○	—	—	市町、一部事務組合		100				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　監視パトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導

●実績の検証及び解決すべき課題

環境月間を中心に市町や警察等と連携し合同パトロールに取り組むことで、不法投棄の件数、量ともに減少傾向にあるが、依然として巧妙化した悪質な不法投棄も見られ、原因者が不明で責任追及ができないケースも存在する。これらは特に年数が経過すると撤去が進みにくくなるため、早期対応が求められる。

●課題解決に向けた方向性

引き続き、各保健所に配置した廃棄物適正処理推進指導員を中心に、市町や警察等と連携した監視パトロールを実施し、不法投棄の未然防止、早期発見及び早期是正に取り組む。また、不法投棄事案への初動対応や撤去手続に関する運用の見直し（マニュアル改訂）を行い、不法投棄対策の強化を図る。

ⅱ　産業廃棄物処理業者に対する定期的な立入及び適正処理指導

●実績の検証及び解決すべき課題

「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」に基づき計画的な立入検査を実施するとともに関係機関と連携しながら事業者に対する指導を実施した。その結果、産業廃棄物処理業者の基準適合率は高い水準を維持している。一方で、継続的な指導を要とする業者が依然として存在するほか、排出事業者による不適正処理も発生しており、引き続き適正処理の徹底を図る必要がある。

また、廃棄物の適正処理及び循環型社会づくりの推進のためには、一般廃棄物処理施設の維持管理に対する監視指導の適切な実施（立入検査）、循環型社会形成推進交付金の活用による市町等の資源循環型施設の整備等に対する支援（持続可能な一般廃棄物の処理体制の維持）を継続していく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

今後も、産業廃棄物処理業者への計画的な立入検査を実施するとともに、不適正事案に対しては、指導票の交付や法に基づく報告の徴収等を積極的に活用し、不適正処理の改善を図っていく。また、監視体制の実効性向上を図るため「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」の見直しを行う。

また、市町等に対する監視指導及び施設整備支援を通じて、持続可能な一般廃棄物の処理体制の維持・確保を図る。

ⅲ　処理業者及び排出事業者等に対する研修会の開催

●実績の検証及び解決すべき課題

産業廃棄物処理業者研修会や優良産廃処理業者育成を目的とした研修会を開催し、関係法令等の理解促進により適正処理の推進を図った。また、保健所と連携し、食品営業者や建設・製造業、医療系の排出事業者を対象とした研修会を実施し、排出事業者に対する意識向上を図った。一方で、法改正に伴い新たにスクラップヤード業者が規制対象となることから、対象事業者への制度周知や適正処理に関する理解促進を図るとともに、規制対象事業者の把握を進める必要がある。

●課題解決に向けた方向性

引き続き、処理基準等に関する処理業者研修会や優良産廃処理業者育成を目的とした研修会を開催し、処理業者の育成を通じて不適正処理事案防止を図るとともに、保健所と連携し、地域特性に応じた排出事業者向け研修会を実施する。また、研修会等の機会を活用して法改正に伴う新たな規制制度の周知を行い、並行して、関係団体や関係機関と連携し、規制対象となる事業者の把握及び掘り起こしを進める。

４．令和８年度見直し内容及び令和９年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和８年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和８年度の新たな取組は「R8新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和９年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii	○	1	産業廃棄物対策事業 S46-(統合R元-) 資源循環推進課	―	②	今後も、産業廃棄物処理業者への計画的な立入検査を実施するとともに、引き続き、処理基準等に関する処理業者研修会や優良産廃処理業者育成を目的とした研修会を開催し、処理業者の育成を通じて不適正処理事案の防止を図っていく。また、令和10年度施行予定のスクラップヤード規制に向け、対象事業者の把握・掘り起こしを進めるとともに、制度内容の周知を図る。	改善
取組項目 ii		2	一般廃棄物処理施設監視指導費 S46- 資源循環推進課	―	―	資源循環型社会づくりにおいて、一般廃棄物を適正に処理するための廃棄物処理施設の適切な維持管理が不可欠であり、引き続き、処理施設の監視指導を実施していく。	現状維持
		3	循環交付金指導監督費 S48-（R8名称変更） 資源循環推進課	―	―	資源循環型の社会づくりの体制整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金を引き続き活用し、老朽化した廃棄物処理施設の適正な更新等を支援していく。	現状維持

注：「２．令和７年度取組実績」に記載している事業のうち、令和７年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点